

令和5年7月

出荷者 各位

みちのく村山農業協同組合

インボイス制度に係る組合員加入のお願い

盛夏の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃よりJA事業に対しましてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日より始まります消費税インボイス制度では、「買い手」が消費税の仕入税額控除を行うためには、原則として「売り手」が発行したインボイスが必要となります。

JAが行う委託販売の場合は、一定の要件下で、JAが発行する書類で「買い手」が仕入税額控除できる「農協特例」の適用を受けることが出来ますが、組合員（准組合員以上）加入されていない方が出荷した農産物が混在する取引については、制度上、「農協特例」の適用を受けることが出来ません。

つきましては、最寄りの支店で、組合員加入の手続きをお願い致します。

尚、加入手続きと行き違いになりました場合は、ご容赦をお願い致します。

ご不明な点がございましたら、営農センターまでお問い合わせをお願い致します。

村山営農センター 55-6313

尾花沢営農センター 22-2020

大石田営農センター 35-3131

今月末日までに組合員加入の手続きをお願い致します

消費税のインボイス制度に備え 組合員加入をお願いします

インボイス制度とは

- ➡ 令和5年10月1日から始まる消費税インボイス制度のもとでは、「買い手」が消費税の仕入税額控除を行うためには、原則として「売り手」が発行したインボイスが必要となります。

JAに販売委託する場合には「農協特例」の適用があります

- ➡ 農産物の委託販売の場合も「売り手」（生産者）がインボイスを発行することが原則とされていますが、JAが行う委託販売事業は、一定の要件の下で、JAが発行する書類で「買い手」が仕入税額控除できる「農協特例」の適用を受けることが可能です。



組合員への加入をお願いいたします

- ➡ インボイス制度下において、**組合員加入されていない方が出荷した農産物が混在する取引については、制度上、農協特例の適用を受けることができません。**この場合には、取引全体が「買い手」にとって仕入税額控除できない取引となり、価格交渉において不利になることも想定されます。

当JAでは、皆様の農業所得の維持・向上のためにも、そのような事態は回避したいと考えております。

つきましては、**現在組合員加入されていない生産者の皆様におかれましては、裏面にご案内の手続により、組合員加入手続きを行って頂きますようお願い申し上げます。**

みちのく村山農業協同組合（JAみちのく村山） JA・組合員 加入のご案内

JA（農業協同組合）は、食と農を基軸とする地域に根差した「協同組合」です
組合員の一人ひとりが力を合わせ、みんなの願いをかなえていく組織です

JAの組合員になりませんか？

JAは、組合員が主人公の組織として、組合員が力を合わせ、みんなの願いをかなえる組織です

JAみちのく村山の組合員になって、地域でくらす協同組合の仲間として、JAの事業を利用してみませんか？

JAの基本理念に共感し、地域農業の発展や地域づくりを応援していただける方を組合員にお誘いしています

組合員になるための資格

JAみちのく村山の地区内に住所があり、JAの事業を利用したり、活動に参加できる方
※組合員資格の詳細はお近くのJAまでお問い合わせください。

組合員加入必要書類等

- 組合員加入申込書
- 出資金一口（3,000円）
- 本人確認書類
- ご印鑑



よくあるご質問

Q 組合員にならないとJAは利用できないの？

☞ 組合員以外の方でもJAを利用できますが、組合員としての特典が受けられない場合があります。

Q 組合員は誰でもなれるの？

☞ 農家の方はもちろん、農家以外の方も組合員になることができます。JAみちのく村山の地区内に住んでいる方、組合員の家族としてJAを利用している方、勤め先がJA管内の方等は、JAに出資することで組合員になることができます。組合員には正組合員※と准組合員があります。

Q 正組合員と准組合員は何か違うの？

☞ 正組合員は農業を営む方で、准組合員は農業を営んでいない方です。准組合員は、事業利用に関しては、正組合員と同等のサービスを受けることができますが、JAの事業や役員を決める総代会での議決権はありません。

組合員加入方法

step 1

最寄りの支店で組合員加入申込書へ必要事項を記入します

step 2

出資金を払い込みます

step 3

JAでの資格要件確認後、書面による通知が届きます

step 4

あなたも今日からJAみちのく村山の組合員です

JAの活動や組織に参加して、一緒に地域を盛り上げましょう！

※組合員をやめる（脱退）するには？

組合員は事情に応じて自由に脱退することができます。1月末日までに申し出ていただくと、3月31日をもって脱退となります。ただし、出資金の払戻しは脱退年度の決算確定後になります。

※死亡・相続についてはお問い合わせください。

※正組合員とは、10a以上の土地を耕作する農業を営む個人で、住所又はその経営に係る土地又は、施設がこの組合の地区内にあるもの。または、1年のうち90日以上農業に従事する個人で、その住所又はその従事する農業に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの。

主な組合員のメリット

- 低金利の融資
各種ローンをご利用いただけます。
- 顧問税理士による無料税務相談
事前予約が必要です。

JA



- 出資配当金の受け取り
事業活動の結果として十分な剰余金が出た場合には、出資配当が受けられます。
ただし、当JAの業績によっては配当の割合が変動するとともに、配当がない場合もあります。

そのほかにも
メリット多数！

詳しくはJAへ
お問い合わせください。

楯岡支店 0237-55-2405
葉山支店 0237-56-3777
尾花沢支店 0237-22-0033
大石田支店 0237-35-3132